

第14期第2回
札幌市福祉のまちづくり推進会議

議 事 録

日 時：2026年7月3日（金）午前10時00分開会
場 所：札幌市役所本庁舎 18階 第2常任委員会会議室

１．開　　会

○事務局（菅野企画調整担当課長）　それでは、ただいまから第１４期第２回札幌市福祉のまちづくり推進会議を開催いたします。

私は、冒頭の進行を務めさせていただきます事務局の札幌市障がい福祉課企画調整担当課長の菅野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

皆様、本日は、お忙しい中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

開会に当たりまして、障がい保健福祉部長の木下からご挨拶を申し上げます。

○木下障がい保健福祉部長　改めまして、皆様、おはようございます。

障がい保健福祉部長の木下でございます。本年４月に前任の成澤から交代し、着任いたしました。

第１４期第２回札幌市福祉のまちづくり推進会議の開催に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

まずは、皆様、本日はお忙しい中、会場まで足をお運びいただきましたこと、また、オンラインでご参加をいただいておりますことに感謝を申し上げます。

昨年９月に始まりました第１４期推進会議では、公共的施設のバリアフリー部会と福祉のまちづくり条例施設整備基準検討部会の二つの部会を設置しております。これらの部会委員の皆様方におかれましては、札幌市の福祉のまちづくりについて多大なるご尽力をいただいておりますことに、改めて感謝を申し上げます。

本日は、４月に実施いたしました公共的施設のバリアフリーチェックの報告のほか、札幌市福祉のまちづくり条例施設整備基準の見直しについて、議題に上げさせていただいているところです。

委員の皆様方におかれましては、それぞれのお立場、視点に基づきまして、忌憚のない活発なご意見を頂戴できれば幸いです。

結びになりますが、本日の会議が有意義なものとなりますとともに、委員の皆様方のますますのご発展をご祈念申し上げまして、冒頭のご挨拶とさせていただきます。

皆様、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（菅野企画調整担当課長）　大変恐縮ですが、木下は、業務の都合上、ここで退室させていただきます。

〔障がい保健福祉部長は退席〕

○事務局（菅野企画調整担当課長）　では、続けて、この第１４期の推進会議ですが、令和７年９月から始まっております。今、木下からも話がありましたが、公共的施設のバリアフリー部会、そして、福祉のまちづくり条例施設整備基準検討部会の二つの部会を設置しております。

本日は、これらの部会から中間報告をさせていただきますので、委員の皆様からご意見等を頂戴いただければと思います。

では、資料の確認です。

配付させていただいている会議次第に、本日の議題と、裏面に委員名簿を添付しております。

資料につきましては、資料１から資料６までご用意しておりますので、不備などございましたら、事務局までお申し出いただければと思います。

資料は大丈夫でしょうか。

また、本日は、中間報告としまして、議題に関係する部局の職員も出席させていただいておりますので、ご報告させていただきます。

続きまして、委員の皆様方の出席状況についてご報告させていただきます。

次第の裏面の委員名簿ですけれども、右側に欠席と書いている６名の委員の方から本日欠席という連絡をいただいているところでございます。

あとは、川寄委員が出席予定ですが、まだお見えになっていない状況でございます。

現在、会場に１６名、そして、オンラインで出席の橋本委員の合わせて１７名のご出席をいただいております。

本会議の委員数は２４名となっておりますので、出席者が過半数に達しております。札幌市

福祉のまちづくり条例施行規則第14条第3項の規定によりまして、本会議が成立しておりますことをご報告いたします。

続きまして、新たに委員になられた方をご紹介させていただきたいと思います。

委員名簿でいきますと、6番の札幌市老人クラブ連合会の加藤委員が今回からの参加ということで、恐れ入りますが、一言、ご挨拶をいただければと思います。

○加藤委員 おはようございます。

札幌市老人クラブ連合会の加藤と申します。

今回から参加させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（菅野企画調整担当課長） 続きまして、23番の札幌地区退職者連合の馬淵委員、一言よろしくお願いいたします。

○馬淵委員 おはようございます。

札幌地区退職者連合の馬淵です。

昨年10月の定期総会で風間前会長から引き受けましたので、風間会長同様、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（菅野企画調整担当課長） ありがとうございます。

オンラインで出席予定でございます札幌青年会議所の川寄委員も今回からとなりますので、ご報告させていただきます。

それでは、議題に入りたいと思います。

以降、会議の進行につきまして、石橋会長にお願いいたしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

2. 議 事

○石橋会長 おはようございます。

それでは、ここからの司会進行を務めさせていただきます。

冒頭に事務局からご案内がございましたが、ご発言の際には、発言者、発言内容が分かるよう、なるべくゆっくりお話ししていただきたいと思います。

それでは、議題の一つ目に入りたいと思います。

公共的施設のバリアフリー部会からの報告になります。

公共的施設のバリアフリー部会では、札幌国際交流館と清田区民センターのバリアフリーチェックを実施しました。

それぞれ資料に基づき、事務局からご報告させていただきます。

それでは、事務局よりご報告をお願いいたします。

○事務局（布施事業計画担当係長） 札幌市障がい福祉課事業計画担当係長の布施でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、資料1をご覧ください。

まず、公共的施設のバリアフリー部会からのご説明の前に、全体会議の開催状況でございますが、今期第1回の全体会議を令和7年11月に開催いたしまして、会長、副会長を選出するとともに、これまでの会議における審議内容や今期の部会設置についてご審議をいただきました。

続きまして、公共的施設のバリアフリー部会でございますが、部会は全2回開催しております。

第1回の部会を令和8年4月に開催し、部会長、副部会長を選出するとともに、部会の活動内容について確認をいたしました。

また、第2回は令和8年5月に書面開催にてバリアフリーチェックを実施した札幌市障がい者スポーツの暫定的な拠点の整備と清田区民センター移転・整備事業の概要等を確認いたしました。

それでは、ここから直近のバリアフリーチェックの実施状況についてご説明をさせていただきます。

まず、簡単にバリアフリーチェックについてのご説明ですけれども、バリアフリーチェックシステムといいますのは、札幌市が施設を建てる際に、条例で定められた整備基準を上回る、

よりバリアフリー化された施設となるように、設計段階や施工段階において高齢の方や障がいのある方に図面や現地をチェックしていただき、ご意見を施設整備に生かしていくという取組でございます。

今期実施いたしましたのは、障がい者スポーツの暫定的な拠点施設、現在の札幌国際交流館と、清田区民センターの2施設でございます。

それではまず、障がい者スポーツの暫定的な拠点施設に関するご説明でございます。

札幌市では、以前より障がい者スポーツセンターの整備に向けて検討を進めておりまして、令和8年3月に（仮称）札幌市障がい者スポーツセンター基本構想を策定したところでございます。

この基本構想におきまして、障がい者スポーツセンターの整備が必要とされる一方、整備候補地の確保や関係施設の複合化の検討といった課題がございますため、本格的な整備には一定程度の期間を要するものとしております。

このため、障がい者スポーツセンターを整備するまでの間、既存の市有施設であり既に体育室とプールが備わっております札幌国際交流館を令和10年度より障がい者スポーツの暫定的な拠点施設として運用を開始して、実行可能なソフト施策に、順次、取り組んでいくこととしております。

そこで、今回、この札幌国際交流館の用途変更に伴いまして、バリアフリーチェックを実施しております。

続きまして、施設の建物の構造についてご説明をいたします。

お配りしております横長のカラー判の資料2-2の2ページをご覧ください。

札幌国際交流館は、複合施設のリフレサッポロの中に入っている施設の一つでありまして、左側の図の色がついた部分が該当の箇所となります。地下1階から地上3階までとなっておりまして、床面積は約3,800平方メートルでございます。1階にトレーニングエリア、2階に体育室、地下1階には25メートルコースが4レーンあるプールが設置されているなど、現時点でスポーツ施設としての機能を備えております。

また、駐車場につきましては、リフレサッポロ全体の共用部分といたしまして85台分備えており、正面玄関前には身体障がい者用の駐車スペースを2台用意しております。

資料の3ページから6ページには、各フロアの主要な設備を掲載しております。

その中から、バリアフリーチェックを受けるに当たりまして、事前に特に課題ではないかと捉えた箇所を4点記載しておりますので、順にご説明をいたします。

まず、6ページをご覧ください。

課題の1点目は、エレベーターが地下1階から地上2階までしかつながっておらず、3階のランニングデッキにアクセスするには階段を利用するほかに動線がございません。そのため、特に、車椅子利用者等の移動が大きく制限される点が課題と考えております。

続きまして、課題の2点目は、地下1階から地上2階の各階に多目的トイレは設置されておりますが、いずれもユニバーサルシート及びオストメイトが整備されておられません。

次に、課題の3点目は、多目的トイレの鍵の位置が低いため、車椅子を利用される方がスムーズに開閉しづらい構造になっていると考えられます。

次に、4ページをご覧ください。

課題の4点目は、1階のライラックホールの出入口が開き戸になっているため、車椅子利用者が単独で通行する際に非常に利用しづらいという点が挙げられます。

以上の4点を重点項目として提示させていただいた上で、施設全体のバリアフリーチェックを実施いたしました。

続きまして、本題でありますバリアフリーチェックの実施結果の概要についてご説明をいたします。

縦長の資料2-1をご覧ください。

こちらは、委員の皆様からいただいたご指摘とそれに対する担当部局の対応方針を記載しております。本日は、お時間の都合上、主要なご意見に着目してご説明をいたします。

まず、資料の2ページから3ページにかけてでございますが、階段部分に関するご指摘を3点記載しております。

これら3点につきましては、先ほど主な課題として挙げた箇所には含まれておりませんが、利用者の事故発生防止という観点からとりわけ重要なご指摘であると認識しております。そのため、資料の冒頭に記載をさせていただきました。

まず1点目ですが、階段の開始位置に点字ブロックが設置されていないため、主に視覚障がいのある方が階段の存在に気づけない可能性があるというご指摘をいただきました。

これに対しましては、安全性を担保するため、階段の開始部分に新たに点字ブロックを設置する方向で検討を進めてまいります。

次に、2点目は、3ページの上段の写真のとおり、2階から3階への階段におきまして、手すりが片側にしか設置されておりません。そのため、片方の腕や手が不自由な方にとって昇降時に危険が伴う旨のご指摘をいただきました。

こちらにつきましても、手すりを新設する方向で検討いたします。

最後に、3点目は、3ページの中段の左側に3階の階段部分の写真を掲載しておりますが、こちらの写真の赤枠の丸で囲った部分のとおり、足を踏み外してしまう危険性があるというご指摘をいただきました。

こちらの箇所につきましても、新たに手すりを設置するなどの対策を講じまして、安全面を強化していく方針でございます。

続きまして、事前に主な課題として提示させていただいた事項に対する委員からのご指摘とそれに対する担当部局の対応方針についてご説明いたします。

まず、多目的トイレの鍵の高さについて、3ページの一番下の2の(1)をご覧ください。

こちらにつきましては、構造上、鍵の位置そのものを変更することが難しい場合は、鍵のつまみ部分を大型のレバー式のものなどに変更するとよいという有益なご助言をいただきました。

これを受けまして、ご指摘のとおり、レバー式への改修を進める方向で対応をしてまいります。

続きまして、多目的トイレ内にユニバーサルシートが設置されていない点について、4ページの真ん中の2の(3)をご覧ください。

対象の多目的トイレ内には十分なスペースがなく、シートの常設が物理的に困難であることから、委員からのご助言に基づき、スペースに余裕のある1階の一般用トイレや地下1階の多目的更衣室などにおいて簡易ベッド等を活用して対応する方針といたしました。

なお、オストメイト設備につきましては、リフレッサポロの1階の共用部の既存の多目的トイレに設置されておりますため、必要な方にはそちらをご案内する想定である旨をバリアフリーチェックの場でご説明したところ、委員の皆様からの追加のご指摘等はございませんでした。

次に、3階のランニングデッキへの移動手段が階段しかなく、車椅子利用者のアクセスが制限されるという点について、資料の5ページから6ページをご覧ください。

こちらのコースは1周が約100メートルと短く幅も狭いことから、どのようにして車椅子を3階に上げるかを模索するよりも、現実的な代替案を検討すべきとのご助言をいただきました。

そこで、車椅子利用者から走行の希望があった際には、安全にスペースを確保しやすい2階体育館の外周などをご利用いただく代替案を運用面も含めて検討してまいります。

最後に、ライラックホームの出入口の扉について、6ページの下半分をご覧ください。

ホールの扉は防音構造のため重い開き戸となっておりまして、扉自体の軽量化は困難でございます。そのため、委員からは、万が一、ホール内に1人で取り残されてしまった場合の対策が必要であるほか、日常的な開閉には職員による補助が必要であるとのご指摘をいただきました。

これに対しましては、緊急時にホールの外へ異常を伝えるブザー等の設備を新たに整備するとともに、ご利用の際は、適宜、職員による開閉補助を徹底する体制を整えてまいります。

担当部局であります札幌市スポーツ局といたしましては、このほかの事項につきましても、原則としてご指摘やご助言いただいた内容に即して、柔軟かつ実効性のある対応を検討してまいりたいと考えております。

障がい者スポーツの暫定的な拠点施設におけるバリアフリーチェックの実施結果概要のご説明は以上になります。

続きまして、二つ目の清田区民センター移転・整備事業についてのご説明をさせていただきます。

資料3-2の右上に01と書いてあるページをご覧ください。

こちらは、現在の清田区民センターの場所から清田区役所のある清田区総合庁舎の敷地内に建物を移転し、区民センターのホールと図書館を合築した建物とする計画となっております。令和9年度から令和11年度までを工事期間としておりまして、令和11年度中の供用開始を予定しております。

続きまして、2ページをご覧ください。

新しい建物は、現在、清田区総合庁舎の前にある清田市民交流広場がある位置に建設予定の建物で、資料でいいますと、五角形の「計画建物」と記載している場所になります。

また、新しい建物と既存の清田区総合庁舎は渡り廊下でつなぐ計画となっております、建物への入り口は赤い三角マークの位置となる計画でございます。

続きまして、3ページをご覧ください。

新しい建物には区民ホールと図書館が入りまして、その間に自由にご利用いただけるフリースペースを整備する計画でございます。建物の半分を区民ホール、残り半分を図書館とする計画で、図書館は1階、2階の構成となります。

また、清田区役所と新しい建物を渡り廊下でつなぎ、外に出ずに建物間を移動できる計画となっております。詳細な検討は来年度以降となりますが、区民センターの事務室及び貸室につきましては、既存の清田区役所の4階に整備をいたします。

また、新しい建物には車椅子の方もご利用いただけるエレベーターを1台設置いたします。

続きまして、4ページ、5ページをご覧ください。

こちらは、建物の1階と2階の計画平面図になります。

各用途や階段、エレベーターなどの種別ごとに色をつけておりまして、資料の右下に凡例を記載しております。

新しい建物の入り口は三つございまして、また、渡り廊下の途中にも入り口を設け、新しい建物と既存の区役所の間から来られた方も入れるようにする計画でございます。

続きまして、6ページをご覧ください。

こちらは、視覚障がい者用の誘導用ブロックの計画になります。

建物が面している歩道から建物まで連続させるように敷地内に誘導ブロックを敷設予定でございます。

また、階段の上端、下端、エレベーターの押しボタン前にも誘導用ブロックを敷設し、来館者の安全に配慮した計画を行います。

続きまして、7ページをご覧ください。

こちらは、トイレについて（男女一般トイレ）の計画になります。

男女一般トイレ内の大便器や小便器と洗面器には手すりを設置いたします。特に、大便器につきましては、全てのブースに手すりを設置し、誰もが利用しやすいように配慮いたします。

また、多機能トイレの機能分散や混雑緩和となるように、男女一般トイレの中にも子連れ対応のベビーチェアやフィッティングボード、オストメイト対応設備を設置したゆとりあるブースを設けます。

続きまして、8ページをご覧ください。

こちらは、トイレについて（多機能トイレ）の計画となります。

多機能トイレにつきましては、各階の男女一般トイレに隣接して計画をいたします。特に、利用者の出入りが多い1階につきましては、直径180センチメートルの円が内接できる広さを確保いたしますとともに、大型ベッドを配置することで、重度の障がい、介助者等への配慮を充実させる予定でございます。

続きまして、9ページをご覧ください。

こちらのエレベーターについては、バリアフリー法や札幌市福祉のまちづくり条例などバリアフリー関連法規の基準を上回る籠サイズやドア幅といたしまして、音声案内や表示装置によ

る案内設備を設ける予定でございます。

次に、10ページをご覧ください。

サインについては、立っている方からも車椅子使用者から見やすいサイン高さでの設置、ピクトグラム、多言語表記を行いまして、様々な来場者へ分かりやすいサインといたします。

また、サインや階段の段鼻、段鼻といいますのは階段のへりの部分ですけれども、そちらについては、明度や彩度の対比を設けることで、色の見え方が様々な視覚特性の方にも優しいカラーユニバーサルデザインを踏まえた色彩計画を取り入れる予定でございます。

最後に、11ページでございます。

こちらは、階段・スロープについてでございます。

来館者が通常利用する階段は、手すりの2段設置や緩い勾配となる蹴上げ、踏み面寸法とするとともに、誘導ブロックの敷設や識別のしやすい段鼻など、安全かつ効率的に利用できる計画といたします。スロープが必要になる部分につきましては、今年度に進める実施設計の中で検討いたしまして、結果として不要になる可能性もございますが、仮に、スロープを設置する場合には、通行のしやすさに配慮して計画をいたします。

続きまして、バリアフリーチェックの実施概要でございます。

資料3-1をご覧ください。

資料3-1には、いただいたご意見とそれに対する担当部局の考え方を記載しております。

こちら時間も都合上、主なご意見をかいつまんでご説明をいたします。

まず、おめくりいただいて、2ページの1番の誘導ブロックの敷設についてでございます。

こちらにつきましては、整備担当課から、誘導ブロックをどのように敷設すると利用者にとって使いやすくなるのか、どのような工夫があれば建物の中の目的の部屋までたどり着きやすいかについて、チェックに参加された方にご意見をお伺いしたところでございます。

チェック参加者からは、視覚障がいのある方は、初めての施設では案内板までの点字ブロックの誘導だけでは1人で目的地にたどり着くことが難しいため、インターホンなどですぐにスタッフを呼べる仕組みや、盲導鈴などの音を頼りに目的地の方向が分かる工夫を取り入れる手法が考えられるとのご意見がございました。

これに対しまして、札幌市といたしましては、視覚障がいのある方が1人でも安心して目的地まで移動できるよう、実施設計の中で手法を検討していくこととしております。

続きまして、2番と3番でございます。

屋外の点字ブロックに雪が積もると視覚障がいのある方がルートを見失う危険性があるとのご意見と、車椅子駐車場に雪が積もると車椅子利用者が移動できなくなる可能性があるとのご指摘をいただきました。

これにつきましては、点字ブロック設置ルートや身障者用駐車場及びそこから区民センターまでの動線におけるロードヒーティングの敷設の範囲について検討をしていくこととしております。

続きまして、3ページの一番下の12番でございますが、区民センターの窓口が別棟の区役所の4階にあり、新設の建物内に職員がいないと初めて来た方がどこへ行ってよいか分からなくなる懸念があるとのご指摘をいただきました。

これにつきましては、適切な箇所への案内板の設置や誘導サインの配置などについて検討をしていくこととしております。

清田区民センターのバリアフリーチェックに関するご説明は以上になります。

最後に、これまでご説明をさせていただきましたとおり、今回、障がい者スポーツの暫定的な拠点施設と清田区民センターにつきましては、バリアフリーチェック実施団体の皆様や、参加された福祉のまちづくり推進会議の委員の皆様からご意見をいただきまして、それに対する担当部局の対応をお示ししているところでございます。

本日は新たな意見の掘り起こしというよりも、実施したバリアフリーチェックの検証という視点で、例えば、こうした方がチェックをしやすい、意見を出しやすい、こうすれば次の新たな施設整備につながるのではないかとといった視点でもぜひご意見等をいただければと思っております。

事務局からのご説明は以上になります。

○石橋会長 それでは、今ご説明いただきました札幌国際交流館と清田区民センターの移転・整備事業に関するバリアフリーチェックに関してのご質問、ご意見がございましたらお受けしたいと思います。

○高野委員 高野です。

資料２－２の４ページに身障者用駐車ありとあるのですが、何も線も引いていないし、車椅子用のマークもないのですけれども、これは線を引いたりする予定などはあるのでしょうか。

○石橋会長 資料２－２の４ページの右下の写真を見ると、身障者用駐車場が見えないのですけれども、これは別にあるのでしょうか、それとも、新たに線を引き直すという予定はあるのでしょうかというご質問ですが、事務局からお願いいたします。

○事務局（布施事業計画担当係長） これにつきましては、所管するスポーツ局から回答をいただきたいと思います。

○事務局（銭谷パラスポーツ振興担当係長） お世話になっております。

札幌市スポーツ局で障がい者スポーツの担当係長をしております銭谷と申します。

ただいまご質問いただきました件について、ご回答させていただきます。

まず、資料の写真が非常に見づらいものとなっております、皆様に誤解を与えてしまったかと思えます。大変申し訳ございません。

こちらの身障者用駐車場につきましては、マークもございますし、それから、資料の写真上では少しぼやけてしまっているのですが、白線も引いてございます。正面玄関の入り口の一番近いところに２台分をご用意させていただいています。

○高野委員 雪が降った場合はそういうものが見えないと思うのですけれども、どうするつもりなのでしょうか。

○事務局（銭谷パラスポーツ振興担当係長） 現行におきましても、大雪が降った時などは、指定管理団体が小まめに雪かきなどを行っており、令和１０年度以降、障がい者スポーツの暫定的な拠点施設に移行した後も同様の運用とさせていただく想定でございます。

○石橋会長 ほかに、ご質問、ご意見はございませんか。

先ほど布施係長からご説明がありましたけれども、公共的施設のバリアフリー部会にご参加された方で、当日ご参加いただいた中での所感でも結構ですし、次回以降のバリアフリーチェックに何か生かされるようなご意見などがあれば非常にありがたいのですが、いかがですか。

いらっしゃらないので、私から当てますが、東委員、いかがでしょうか。

○東委員 東です。

２回とも参加させていただきました。

チェックをする前に、担当の方から、その中で気がついたことに対してどういう対応やアイデアがあるかを求めているというような説明がありました。ですから、これができないという否定ばかりではなくて、それをどういうふうにしたら解決できるかというバリアフリーチェックになりました。

特に、既存の施設を再利用するところでは、やはり新設とは違っていろいろな困り事がいっぱいあるのですけれども、それに対して参加者の方からいろいろなアイデアが出てきたので、今回はチェックの在り方としてすごくいい感じで進められたかなという印象がありました。

○石橋会長 よろしければ、いいアイデアを一つ、二つ具体的にご紹介ください。

○東委員 例えば、先ほど、車椅子用のトイレの鍵の位置が低いよねという話がありました。が、つまみがとても小さいのです。ですから、握力の弱い人や手が届きづらい人にとっては非常に使いづらいものでした。ただ、新しい鍵をつけるのはなかなか難しいということですから、そこにちょっと大きいレバーをつければ手が届くのではないかという意見が出ました。

それから、これは私が言ったのですけれども、上から吊っている重たい扉ですから、ゆらゆら動くので、鍵と引っかけるところがうまく合わないのです。それをきちんと合わせるために、目印みたいなテープを貼って、ここと合わせたらぴたっと合うというようなものをそこに貼ることで、少しは操作しやすくなるのではないかとお伝えしました。

本当に細かいことですが、そんなにお金をかけなくてもできるアイデアがいっぱい出てきました。それでできないところはやはり人的な対応になると思うのですけれども、これか

ら運営される方がいろいろな工夫をされて、よりよい施設になってくるのかなと思います。

○石橋会長 今回、前向きといいますか、改善するための具体的な手だての提案が非常に多く出されて、多分、それが次に施設の運営の改善につながるということが期待できるというお話だったと思います。

チェックされる方からこうすればいいのではないかという具体的なアイデアをたくさん出していただくことを、多分、札幌市の事務局も、担当の方も期待されていると思いますので、バリアフリーチェックをされる側ではなくて、チェックする側の知見や資質が問われつつあるのかなと私は考えたりしました。

ほかに、ご質問、ご意見はございませんか。

○立石委員 公募委員の立石です。

ご質問になって恐縮ですが、先ほどお金の話が出ていたのですが、このバリアフリーチェックでご指摘があった点については、考え方に書いていただいているとおり、できることをいろいろ考えながらも、多分、予算との兼ね合いがあると思うのです。この予算との関係では、例えば、今回、①は既にある建物を別の用途に変えていく、②は新しく建てていくという違いがあると思うのですが、①の施設はもう既に建ってしまっていて、いろいろ物理的な制約もあるけれども、それ以外に、既に建っている建物を変えるから予算がつきにくいといった事実上の制約みたいなものが何かおありになるのでしょうか。

○事務局（布施事業計画担当係長） 既存の建物を活用する場合の予算の関係がどうなのかというご質問だったかと思いますが、既存の建物をどのような形で改修するのか、どれぐらいの改修が必要なのかということにもよってくるのかなと思います。当然ながら、施設を別の用途に変えるときには、その目的に沿った形で予算要求を行ってまいりますので、認められた予算の範囲内で整備を行うことになろうかと考えております。

○石橋会長 ほかに、ご質問、ご意見はございませんか。

○鳥形委員 公募委員の鳥形です。よろしくお願いいたします。

資料2-2の3ページに採暖室があるのですが、これは、一見、サウナのように見えるのですが、これはプールで冷えた体を温めるための施設でしょうか。

○事務局（銭谷パラスポーツ振興担当係長） ただいまご質問いただきました件について回答させていただきます。

採暖室につきましては、プールから上がってきた方が体温調整をするための温かい施設となっており、一般的なサウナよりは温度が低く設定されています。

こちらにつきましては、男女それぞれの更衣室内に採暖室をご用意させていただいているところでございます。令和10年度以降も採暖室の稼働は想定しております。

○鳥形委員 例えば、プールを利用しなくても、この採暖室を利用することはできるのでしょうか。

○事務局（銭谷パラスポーツ振興担当係長） 採暖室はプールに隣接しております更衣室の中に入っておりますので、プールの利用者以外の方が使うことはあまり想定されてはいないのですが、利用そのものの制限はしておりません。

○石橋会長 それ以外に、ご質問、ご意見はありませんか。

○杉山委員 公募委員の杉山と申します。ご説明ありがとうございます。

私は、どちらのチェックにも参加していない中で恐縮ですが、特に、清田区民センターのチェックをされたときは、いわゆる利用される障がい当事者の方はご参加されていたのでしょうか。

○事務局（布施事業計画担当係長） 清田区民センターのバリアフリーチェックの場には、障がい当事者の方も参加されておりました。

資料3-1のバリアフリーチェックの概要の5番のチェック実施者にありますが、札幌市身体障害者福祉協会と札幌市老人クラブ連合会から当事者と各分野の知見の深い方に参加をいただいておりますほか、公共的施設のバリアフリー部会の委員の中にも障がい当事者の方がいらっしゃいますので、そのような形で複数名の障がい当事者にご参加いただいております。

○石橋会長 ほかにございませんか。

○高棹委員 札幌市社協の高棹です。

例えば、障がい者スポーツの暫定的な拠点施設ですが、多分、一定程度改修が終わった後に再度チェックをする機会があると思うのですが、中央市税事務所の改修のときに、いろいろと意見をいただいて改修したのだけれども、例えば、点字ブロックやサインの色など、実際はこういうことではなかったのだよねというところで、再度工夫をしなければいけないような場面があったかと思うのです。

それで、せっかくお金をかけてやるので無駄になると大変ですし二度手間にもなるので、その辺のそごをなくす工夫をどういうふうにしていくかをご検討いただけるとありがたいなと思っています。

○石橋会長 今のご質問のそごが発生しているというのは、つまり、バリアフリーチェックで、ここは問題があるのではないかと、ここはこうしたほうがいいのではないかとという意見が出された。それに対して、現場が受け止めて検討して答えを出したのだけれども、いや、その答えはちょっと違うのではないかとということですか。

○高棹委員 最終的に出来上がった段階でチェックをしたら、さらに問題が起きたということです。例えば、中央市税事務所の場合だと、点字ブロックがグレー色だったので、それだとなかなか見づらいということと、サインの色の問題もあったかと思うのですよね。ですから、せっかくお金と手をかけてやるので、そごが出ないような工夫、事前に関係団体の方にこういうふうにしたいと意思確認をするなど、その辺の工夫をしていただけるとありがたいなというお話です。

○事務局（布施事業計画担当係長） 今回の障がい者スポーツの暫定拠点につきましては、既存の建物の活用ということで、4月に開催したバリアフリーチェック1回のみという予定で行っていましたが、実際に整備した後に、そごのないようにということで、事務局でも何かしらの手だてを考えたいと思います。

○石橋会長 質問ですが、記憶によると、この会議には、チェックをしましたという形で報告を出していただいているのですけれども、これに対して具体的にこういう形でしますみたいな報告がありましたか。例えば、先ほどの鍵のラッチの形状を変えますは、多分、それはそうなりまして、我々も安心して利用していただけるかなと思うのですが、検討します、ちょっと考えますで止まったものについては、その後、どうなったのかという報告を今までしていましたか。

○事務局（布施事業計画担当係長） これまでは、施設が新設となりますと、大抵、供用開始前に現場チェックに入っていたのです。ですから、その現場チェックで、それまでに実施したバリアフリーチェックのご意見がきちんと反映されているかどうかをチェックいただく形で行っておりました。

○石橋会長 設計段階のチェックと竣工段階でのチェックと2回ありますよね。計画段階にチェックした内容は竣工間際の段階で確認できるわけですがけれども、竣工間際のここはもう少しこうしたほうがいいのではないかとという意見に対する報告はいつするのか。細かく食い下がるようですが、その確認はどういうふうにしていますか。

○事務局（布施事業計画担当係長） これまでの具体的な案件ではないですが、例えば、供用開始後の公共的施設のバリアフリー部会の場合で、こういう状況になっているというご報告をさせていただくことは可能かなとは考えております。

○石橋会長 高棹委員のご指摘はごもっともかと思いますが、その場ですぐ具体的な提案やこうできると思いますみたいなご回答ができないことは当然あると思います。一旦、引き取っていただいた部分について、今こういう形で具体的に動いています、こうしましたというご報告は、せっかく皆様方に参加していただいています、お互い責任ある行動を取りたいということがあったほうがいいと思いますので、こういう場でも結構ですから、なるべくご報告していただけたらと思います。

ほかに、ご質問、ご意見はございませんか。

○橋本委員 オンラインから失礼します。

先ほどの高野委員のご意見で気づいた点ですが、屋根付きの駐車場がどこまで広まっているかはいろいろあるかと思うのですが、雨天時もすぐ便利だということは伺っています。先ほど、降雪になったときは駐車場のマークも見づらいというお話もありましたけれど

も、そのあたりは検討していただけるものなのか、予算的なところも当然出てくるのですが、そんなところが気になったので、コメントとしてお伝えさせていただきます。

○石橋会長 確認しますが、札幌国際交流館の身障者用駐車場の屋根の措置についてはどうなっているのかというふうな質問でよろしいですか。

○橋本委員 そうですね。

多分、そういうことにはなっていないのかなと私は思うのです。

○石橋会長 その辺は予算の関係でできないのか、そんなこともあるかもしれないけれども、少し気になったというコメントですね。

○橋本委員 はい。

○石橋会長 事務局から現状について教えていただけないでしょうか。

○事務局（銭谷パラスポーツ振興担当係長） ただいまご質問いただいた件につきまして回答させていただきます。

身障者用駐車場につきましては、屋根はついておりません。

分かりにくいのですが、そもそも、この札幌国際交流館という建物はリフレサッポロという複合施設の中の一つの施設という形になっておりまして、駐車場は札幌国際交流館専有のものではなく、このリフレサッポロという複合施設の駐車場、要するに、共用のものとなっております。

現行の指定管理者にお伺いしましたところ、中には、やはり雪や雨が降っている日にこの身障者用駐車場を使われる方もいらっしゃいます。そういった場合の対応につきましては、職員が求めに応じて、あるいは、気づいて、例えば傘を差していくといった対応で、いわゆるソフト的な運用で代替をしているというところがございます。

今いただきましたご意見のとおり、確かに、物理的環境として屋根の整備をしてしまうのが最適かとは思いますが、予算の限りというところもございますので、屋根を設置が難しい場合につきましては、引き続き、今お話をさせていただいたようなソフト的な運用で代替をしていくことで検討してまいりたいと考えております。

○橋本委員 このようなことで、丁寧なご対応をしていただけるといいなと思います。例えば、手伝いが必要な方は事務所に連絡しやすいという工夫もできるのかなと思って聞いておりましたので、ぜひそういった対応を引き続きお願いいたします。

○石橋会長 この件に関しまして、ほかにご質問、ご意見はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○石橋会長 もう一つの議題もございますので、この議題については、一旦、区切りとさせていただきます。

続いて、議事の2の福祉のまちづくり条例施設整備基準検討部会からの報告について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（布施事業計画担当係長） まずは、この検討部会での議論内容についてご説明したいと思います。

皆様のお手元に水色のガイドブックがあるかと思います。こちらの中には、建物を建てる上で守らなければならないバリアフリー基準について記載がされております。

このルールは、バリアフリー法という国の法律がございまして、その法の基準にある程度準拠する形で決めておりますが、今回、国のバリアフリー法の基準が一部改正されたということで、札幌市におきましても、国基準に合わせる改正を行いますほか、その他必要な見直し等を行うために本部会において議論をいただいていたところでございます。

まずは、今回の改定の要点についてご説明をしたいと思いますので、資料4をご覧ください。

ボリュームが多いため、説明が少し長くなってしまうと思いますが、ご容赦ください。

2ページをご覧ください。

こちらでは、条例と施行規則とガイドブックの関係性についてまとめております。

条例では、この条例の目的や基本的施策と公共的施設の整備、札幌市福祉のまちづくり推進会議に関する事など、福祉のまちづくりに関する大枠を定めておりますが、細かいことまではあまり定めておりません。例えば、施設整備をする際の具体的な基準や施設整備の際の手續

などにつきましては、条例にひもづく施行規則で定めております。

そして、特に、施設整備基準に関することなど、施行規則だけでは説明が足りない部分の補足や、図などを用いてより分かりやすく解説したり、整備基準を上回る望ましい整備について記載して設計を行う際の手引としていただくのが、この施設整備ガイドブックとなります。

今回の整備基準の見直しでは、施行規則とガイドブックの赤枠で囲っている部分につきまして、基本的には国基準の改定に合わせる形で見直しを行いたいと考えております。

次に、3ページをご覧ください。

札幌市福祉のまちづくり条例施設整備ガイドブックについての整備基準と望ましい整備についてでございます。

整備基準といいますのは、施行規則で定められた施設を建てる際に守らなければならない遵守義務となっている基準のことでございます。

一方、その整備基準のほかに望ましい整備という基準がございまして、こちらは条例や施行規則では規定されておらず、法的拘束力はございませんが、配慮することが望ましい、ここまでできるとより使いやすい施設になるという基準でございます。

ガイドブックには、守らなければならない整備基準と、義務ではないですが配慮することでより使いやすくなるルールである望ましい整備の二つがございます。

続きまして、4ページをご覧ください。

次に、札幌市福祉のまちづくり条例施設整備基準と国基準（バリアフリー法）についての違いについてご説明をいたします。

主な違いにつきましては、対象となる建物の規模と利用者の範囲の2点でございます。

まず、規模についてでございますが、国の基準は延べ床面積が2,000平方メートル以上の大きな建物が対象で、この基準を守らなければ建物を建てることはできません。

一方、札幌市の条例については床面積の規定がなく、原則、全ての建物が対象となります。罰則はございませんが、基本的には小さな建物まで基準を守っていただく必要がございます。

次に、利用者の範囲についてでございます。

国のバリアフリー法では、病院やホテルなど不特定多数が利用する施設を対象としております。

これに対して、札幌市は、事務所やマンション、工場といった基本的には特定の方しか出入りしないような建物まで広く対象に含めております。このように、札幌市の条例は国の基準よりも対象を広く厳しめに設定しているというのが特徴になります。

対象建築物の詳細につきましては、この資料の5ページ目と6ページ目に一覧を載せておりますので、後ほどご覧ください。

続きまして、7ページでございます。

改定の背景と目的でございますが、冒頭でもご説明させていただいたとおり、国のバリアフリー法の基準が一部改正されまして、主に便所、駐車場、そして、劇場等の客席に関する基準が令和7年6月に改正されたことを受けまして、札幌市の整備基準も見直したいと考えております。

見直しに当たりましては、国の新基準に合わせることに加えまして、これまで国では義務化されていたのに札幌市では取扱いを明確に定めていなかった項目を国基準に合わせたいと思います。

また、国基準を上回る項目につきましては、基本的に現行の基準を維持いたしますとともに、その他必要な微修正を行いたいと考えております。

それでは、9ページ目をご覧ください。

主な見直し内容についてのご説明をさせていただきます。

まず、トイレに関する改定ですが、車椅子使用者用便所の設置数に関する内容で、こちらは整備基準、つまり遵守義務の項目でございます。

ちなみに、便房という言葉が出てきましたが、この便房というのは、トイレの個室のことを指しますので、車椅子使用者用便房というのは、車椅子使用者用トイレとなります。

この9ページの表は、上段が札幌市の基準、下段が国の基準となっております。左側が現在の状況、そして、右側が改定案となります。

国の旧基準では、車椅子用トイレを建物全体で最低1か所は設置する必要がありましたが、新基準では、原則、各階に1か所以上設置することになっておりまして、設置数が大幅に増えております。札幌市では、元々建物全体で1か所以上設けるという基準を設けておりましたが、国と同様に、原則、各階に1か所以上と基準を引き上げたいと考えております。

なお、国基準は遵守義務が延べ床面積2,000平米以上の大きな建物になりますので、札幌市におきましては、2,000平米以上は、国基準に合わせて各階に1か所以上の設置としまして、2,000平米未満につきましては、これまでと変わらず建物全体で1か所以上としたいと考えております。

なお、国では、ワンフロアの面積が1,000平米未満の場合、逆に、ワンフロア1万平米超えの大規模なフロアにおいては、トイレの設置数を増減できるという例外規定を設けておりますので、札幌市も同様の例外規定を設けたいと考えております。

続きまして、10ページ目をご覧ください。

こちらは、車椅子使用者用便所の設置数について（望ましい整備）になります。

国の旧基準では、各階に1か所以上設置するのが望ましいとされておりました。それが新しい基準では、お客さんが使う一般的なトイレの中かその近くに1か所以上、つまり、トイレごとに1か所以上車椅子用トイレを設置するという内容に変わっております。つまり、ワンフロアに2か所トイレがある場合は、車椅子用トイレも2か所設置するのが望ましいということになります。

札幌市も、もともと望ましい整備として、車椅子用トイレを各階に1か所以上設けることとしておりましたが、先ほどの整備基準の改正と同様に、2,000平米以上の建物につきましては、国の基準に合わせることにいたしまして、2,000平米未満につきましては、これまでどおり各階に1か所以上としたいと考えております。

また、異性による排せつ介助や性的マイノリティーの方の利用などに配慮し、男女共用の広めのトイレを設けるのが望ましいことにつきましても、国と同様に追加をいたします。

次に、11ページ目をご覧ください。

こちらは、オストメイト用設備について（整備基準）の内容となります。

オストメイト用設備といいますのは、人工肛門や人工膀胱の方が排せつ物の処理や洗浄を行うための設備のことを指します。

11ページ目には記載しておりませんが、オストメイト用設備の設置基準につきましては、2,000平米以上の建物に1か所以上設置することとしており、これは、国基準も札幌市の基準も同じで変更はございません。

一方、オストメイト設備があるトイレへの案内表示の設置につきまして、国ではもともと遵守義務となっておりましたが、札幌市では遵守義務とはしておりませんでしたので、今回の見直しを機に国基準に合わせたいと考えております。

次に、スライドの12ページをご覧ください。

こちらは、オストメイト用設備について（望ましい整備）でございます。

国では、もともと望ましい整備といたしまして、各階に1か所以上オストメイト設備を設置するという規定がございました。札幌市では、これまで特にそのような規定を定めておりませんでしたので、今回、2,000平米以上の建物では国に合わせて各階に1か所以上設置することを望ましい整備といたします。

一方、2,000平米未満につきましては、建物全体で1か所以上設置するという既存の整備基準で定める内容を望ましい整備として整理をしたいと考えております。

続きまして、14ページ目をご覧ください。

こちらは、劇場等における車椅子使用者客席について（整備基準）になります。

固定席のある劇場等には車椅子のままで見られるスペースを設ける必要がございますが、設置数につきましては、国では、もともと義務規定はなく、目安として客席総数の0.5%から1%以上設けることとされておりました。今回の国基準の改正では、座席数が400席以下の場合は2か所以上、401席以上の場合は0.5%以上設けることとされております。

一方、札幌市では、もともと座席数が200席以下の場合は2か所以上、201席以上の場合は1%以上としておりまして、この14ページの右側の赤色と青色のグラフをご覧ください

れば分かりやすいと思うのですけれども、札幌市の赤い色のグラフが改正後の国基準の青い色のグラフを常に上回っている状況が分かるかと思います。

このため、設置数につきましては、変更は行わず、現行基準を維持したいと考えております。

次に、車椅子用スペースの寸法でございますが、もともと国も札幌市も幅が90センチメートル以上、奥行きが120センチメートル以上としておりましたが、改正後の国基準では奥行きが135センチメートル以上とされておりますので、札幌市におきましても国に合わせて奥行きを135センチメートル以上としたいと考えております。

続きまして、15ページ目の劇場等における車椅子使用者客席について（望ましい整備）でございます。

設置数に関する望ましい基準は、国も札幌市も元々はありませんでした。改正後の国基準では、表のとおり望ましい設置数が定められました。右側のグラフのとおり、例えば、客席数が100席の場合は2か所、客席数が200席の場合は4か所、400席の場合は6か所という形で、札幌市におきましても、国と同じ基準を設けたいと考えております。

なお、客席に関しましては、今回の設置数の改定のほかに、部会における議論の中で、例えば、車椅子用の客席の位置が前のほうなど特定の場所に固まってしまっていることがあるため、できるだけ分散して設けてほしいというご意見がございました。

資料6の62ページをご覧ください。

観覧席及び客席について解説したページですけれども、整備例に利用者の声といたしまして、分散配置について追記をしております。スクリーンや舞台の見やすさに配慮した位置に席を設けてほしい、1か所に偏ることがないように分散して設けてほしいということを記載しております。

続きまして、資料4に戻っていただいて、17ページをご覧ください。

こちらは、車椅子使用者用駐車施設の設置数について（整備基準）でございます。

車椅子使用者用駐車施設、駐車スペースは、車椅子の方が車から乗り降りする際に、車の横に車椅子を置いたり、後ろから乗り降りをするために広めのスペースを確保した駐車スペースでございます。

この設置数につきましては、国では、もともと駐車場全体で1台分以上設けるという基準でございましたが、改正後は駐車総数が200台以下の場合は1%以上、201台以上の場合は1%プラス2台以上というふうになっております。

札幌市では、もともと100台以下の場合は1台以上、101台以上の場合は1%以上としておりましたが、新しい国基準を下回っておりますので、新基準に合わせたいと考えております。

右側のグラフのとおり、駐車総数が100台の場合は2台分の青色のグラフが新基準になりますが、100台で2台分、200台の場合は4台分、そして、400台の場合は6台分を設けることになります。

なお、バス専用やバイク専用などの駐車場には車椅子使用者用の駐車スペースを設ける必要はございませんので、こちらも国の規定に合わせて設置を免除する規定を設けたいと考えております。

続きまして、18ページをご覧ください。

こちらは、車椅子使用者用駐車施設の設置数について（望ましい整備）でございます。

旧基準では国も札幌市も駐車総数が200台以下の場合は2%以上、201台以上の場合は1%プラス2台以上とされておりましたが、国基準の改定で駐車総数にかかわらず2%以上となりましたので、札幌市も国に合わせて変更したいと考えております。

続きまして、20ページ目をご覧ください。

次は、案内表示についての改定ということで、エレベーター・エスカレーターの案内表示についてです。

もともと、国基準では、エレベーターやエスカレーターの付近にはそれらがあることが分かるよう案内表示を設けるという義務規定がございます。

札幌市では、それがこれまで定められておりませんでしたので、今回の見直しで案内表示を

整備基準として義務化するとともに、望ましい整備として案内表示が誰にでも分かりやすいよう、日本産業規格、いわゆる J I S で定められた図記号を使用することを盛り込みたいと考えております。

続きまして、22ページをご覧ください。

ページ数が消えていますが、車椅子使用者駐車施設（屋根・庇）について（望ましい整備）※路外駐車場を含むと書かれているページでございます。

まず、国では、屋外に駐車場を設ける場合は、雨や雪の際の乗り降りに配慮して屋根やひさしを設けることが望ましいとされております。

また、屋根やひさしを設ける場合は、大型の車椅子用リフトつき福祉車両等の車両高さに対応し、有効高さ230センチメートルを確保することとされております。

札幌市では、これまで基準としては規定しておりませんでした。過去の札幌市の市有施設のバリアフリーチェックにおきまして、車椅子使用者用駐車施設への屋根、ひさしの設置や駐車場の有効高さの確保についてご意見をいただいていた経緯もございますので、国基準に合わせて、今回、新たに望ましい整備として追加をしたいと考えております。

最後に、23ページは、敷地内の通路・傾斜路（勾配）について（解説）でございます。

屋外の通路や屋内の廊下に傾斜路、スロープを設ける場合に、そこに傾斜があるということを目で認識しやすくするために傾斜部分を色分けしたり、スロープの始まりと終わりの部分や曲がり角の部分には150センチメートル以上の水平部分、踊り場を設けるなどの安全措置を講じる必要がございます。そのような措置を取らなければならないスロープの角度につきまして、札幌市の福祉のまちづくり条例では、現行、勾配50分の1よりも急なものと定義をしております。

50分の1の勾配というのは、この資料の下の方に図を載せておりますが、100センチメートル進んで2センチメートル上がるぐらいの角度です。

部会でもお示しをしたのですが、こちらに50分の1の傾斜の見本を参考までにご用意しております。

オンラインの方はちょっと分かりづらいかもしれませんが、これが50センチメートル進んで1センチメートル上がるというような50分の1の傾斜になります。これは建築用語で水勾配という用語がありまして、屋外で雨水が流れやすいように意図的に設ける僅かな勾配のことを指しますけれども、その水勾配でおよそ100分の1から50分の1程度というふうにされております。

この50分の1程度の勾配というのがこういう緩やかな角度ですので、場合によってはそこが傾斜なのかどうかというのがちょっと分かりづらいほどの勾配ですが、現行の基準ではこれよりも急な勾配には色分けなどをするという安全措置を講じる必要のあるところです。

現状、このような措置をする対象を50分の1より急なものとしているのですが、水勾配程度の僅かな傾斜ということで、実態にそぐわない基準となっているおそれがありますことから、勾配20分の1を超える傾斜を対象として、さらに望ましい整備として、勾配20分の1よりも緩やかかつ50分の1を超える傾斜については、望ましい整備として安全措置を行っていくということとして整理をしております。

なお、部会での議論の中で、特に屋内については基本的には傾斜がないことが多いとは思いますが、傾斜がないだろうという先入観から、僅かな傾斜であっても傾斜が認識できずにつまずいてしまう可能性があるため、そこに傾斜があることを分かりやすくしたほうがよいのではないかというご意見がございました。

これにつきましては、資料6の40ページをご覧ください。

こちらに傾斜路の構造という図がございますが、利用者の声といたしまして、特に、緩やかな傾斜の場合は傾斜が認識できずにつまずく可能性があるため、傾斜の前後の廊下等と色分けをするなど、傾斜があるということを分かりやすくしてほしいということで追記をしたいと考えております。

資料4については以上になります。

続きまして、資料5、資料6の説明をさせていただきます。

資料5につきましては、札幌市福祉のまちづくり条例施行規則になりますが、実際に今回の

修正を反映した施行規則の案になりまして、内容としましては、おおむね資料４でご説明させていただいた内容を文字に落とし込んだものになりますので、参考までにご確認いただければと思います。

続きまして、資料６につきましては、施設整備基準をより具体的に説明しておりますガイドブックでございます。

こちら先ほどの資料４の説明や軽微な修正、手続上の修正がほとんどになりますので、その点について説明は割愛させていただき、それ以外の修正点について幾つかご説明をさせていただきたいと思います。

まず、資料６の５ページをご覧ください。

５ページの４の建築物の利用実態による分類ですが、札幌市福祉のまちづくり条例の規定に基づいてバリアフリー整備を行う必要がある建物、いわゆる整備対象建築物をまとめた表でございます。

もし現行のガイドブックがお手元にありますら、１５ページをご覧くださいと思います。

１５ページの表では整備対象建築物の例がかなり単純化されておりまして、実際にガイドブックを利用した利用者の方から分かりづらいというお声をいただいております。

この現行のガイドブックを発行する前に、旧施設整備マニュアルという古いマニュアルをつくっていた時期がありまして、そのときは、施設の例をもう少し細かく記載した表を掲載しておりましたので、その旧マニュアルの記載を参考に、最新の内容にアップデートする形で作成したのが資料６の５ページ以降の表になります。

続きまして、資料６の５６ページをご覧ください。

５６ページの（１１）の洗面所（規則別表２の１の建築物の表１０の項）でございます。

こちらは洗面所についての基準を掲載しているページになりますが、その下半分に水栓器具の配慮とありまして、その一番下のオの洗面器の吐水口、水が出るところの位置を手前の縁から３０センチメートル以内とするという整備基準を新設しております。

こちらは、元々はその１個上のエの解説に盛り込んでいた内容ですが、配慮の内容を分かりやすく整理する趣旨で解説と併せて追記修正をしております。

大変長くなりましたが、事務局からの説明は以上となります。

○石橋会長 非常に長い内容になりましたので、ご確認しながら結構ですので、ご質問、ご意見があればお受けしたいと思います。

いかがでしょうか。

以前も事務局からご説明があったと思うのですがけれども、今回、先ほどお話があったとおり、要するに、国基準が変わったことに合わせて札幌市の基準の内容を見直して、それが国基準より札幌市基準のほうが厳しい内容であればそのまま、それが下回っていたら少なくとも国基準に合わせましょうという内容が主な内容になっています。

傾斜路については、札幌は積雪の話もありますし、結局、建物の床レベルを地面のレベルよりも高くつくる場合が多いですね。結果、絶対、スロープで地面と建物の入り口をつながないといけない場面がやはりほうぼうに生じるわけです。そうなりますと、この現行のままでいいますと、もうそこら中でこれは傾斜路ですよと示さないといけなくなります。建物の周りが全部それだらけになってしまうとなったら、実際、これは現実的ではないだろうというような運用上の問題の指摘がありまして、それで国基準の文言に少し合わせた内容にするという考えの中での改正ということで、事務局、私の解釈で合っていますね。

○事務局（布施事業計画担当係長） はい。

○石橋会長 ざっくりと言いますと、そういう内容でございます。

これまでの部会の中でも、その辺の数値目標が先ほど申し上げたような形で国基準より少なくとも同じかそれより上回っているような内容になっているかどうか、部会の皆様方にご確認いただいたという経緯がございます。

浅香副会長、何かございませんか。

○浅香副会長 身障協会の浅香と申します。

ちょっと言いにくいのですがけれども、私は国土交通省のバリアフリーの会議の委員をしてい

まして、国の基準を新たにつくり上げる中でいろいろ意見を申し上げさせていただいているのですが、札幌市の基準のほとんどがそれ以上のものになるということで、おおむねいい改定案になっているのかなと感じています。

よく車椅子の方は、やはり映画館に行っても、車椅子の方は一番前の空きスペースに連れて行かれて、首が折れそうなぐらい見上げながら2時間映画を見ていなければならないということで、映画に行きたくないという意見がすごく多かったものですから、札幌市の場合は、場所の位置関係も説明の中に加えていただいてありがたいと思っております。

ただ、先ほど高橋委員がおっしゃいましたけれども、視覚障がい者の誘導ブロックの件は、h i t a r u も説明の段階では視覚障がい者の誘導ブロックは黄色ですよというふうに受けていました。

このガイドブックの155ページでも、色は原則として黄色が望ましいと書いてあります。これは昔から黄色が望ましいと書いていて、何も今さら改定した文言ではないのですけれども、出来上がって近藤委員と2人で現地検証に行ったら、銀色のぎんぎんぎらぎらのものがぼつぼつぼつぼつとついていまして、近藤会長は弱視の方なのですけれども、それでも、とてもでないけれども、見えにくいので直してほしいとお伝えしました。ただ、全部を直すと、やはり、何百万円、何千万円単位になりそうだということで、取りあえず、そのぼつんぼつんぼつんのところに黄色の何かを貼るか塗るかして、それでよしとするということをおっしゃられて、2人で了解はしたのですけれども、せっかくここに書かれていることが生かされていないというのが、私はいつも何となく不満に思っていて、札幌市も担当者が替わったりすると、また同じように繰り返しが起きるのです。

中央市税事務所は、既存の施設を改修する中でそういうことが起きてしまったので、建設局なのか、分からないのですけれども、そういうところと保健福祉局も話を重ねて、やはりせっかくできたものをまた直さなければならないということが起きないようにしていただきたいと思います。

先ほど来、リフレサッポロの（仮称）障がい者スポーツセンターの駐車場の件で、たかが2台でも予算の関係で屋根がつけられないと先ほど市の方がおっしゃいました。多分、2台分だったら100万円以下でつけられるのではないかと思いますので、点字ブロックを新たに黄色に直してほしいというよりはるかに安上がりではないかと思っていますので、今後、施設をつくる際には、ここに書かれてあることは、最低限、遵守してほしいと思っています。

○石橋会長 事務局から何かコメントはございませんか。

○事務局（布施事業計画担当係長） ガイドブックに書かれていることが市有施設にきちんと生かされていないというのは、整備側もそうなのですけれども、私も障がい福祉課としてもきちんと整備担当部局とコミュニケーションを取って、さらに言えば、この札幌市福祉のまちづくり条例でこのような基準があることをきちんと周知していかなければならないなと非常に強く感じております。

今後、我々のほうで担当部局ときちんと話をし、ここのガイドブックに書かれていることは最低限守ってほしいということをきちんと伝えていくということと、基本的な知識として、この条例の整備基準があるということを周知していく、今後、そういった取組を続けていきたいと考えております。

○石橋会長 ほかに、ご質問、ご意見はございませんか。

○高橋委員 公募委員の高橋と申します。

札幌市福祉のまちづくり条例はあくまで施設ということですが、地下鉄のホームに令和六、七年ぐらいからスロープが各駅につくようになりました。

ただ、実際に車椅子ユーザーがそのスロープを使って地下鉄に自力で乗るというのは難しいのですよね。隙間があるのですごく危険ですし、介助者がいてもそのスロープで地下鉄に乗ることは危険でやはり難しいのですよね。

あるとき、駅員にスロープがあるので、そのスロープを利用して地下鉄に乗ることもできますよと言われたのですけれども、このスロープだと隙間があるので難しいですと言ったら、ああ、そうですかみたいな感じで対応されたのです。実際に、ホームにスロープをつける前に、車椅子の方々の検証というか、声があったらもうちょっとよかったのかなと思いました。

○石橋会長 確認ですけれども、今のご指摘のスロープというのは、ホームと車両を渡す、駅員の方がよく架けるその仮設のスロープのことをおっしゃっていますか。

○高橋委員 違います。

○東委員 全部ではないですが、固定のスロープがついている箇所があるのです。

○石橋会長 固定のスロープをつけたのですね。

事務局は、その辺の事実を把握されておられますか。

○事務局（布施事業計画担当係長） これまでは駅員が木の板を渡して乗れるようにしていたのですけれども、それがなくても乗れるように、各駅ホームの車椅子使用者用のスペースがあるところに、車両とホームの高さを合わせつつ、少し隙間を埋めるような形のスロープができたというのは確認しております。

○石橋会長 僕もそういうものがあることは知っているのですけれども、後からつけたスロープの斜路の角度については、これは条例の適用内になっているのですか、それとも、適用外になっているのですか。

○事務局（布施事業計画担当係長） いわゆるＪＲのような鉄道の駅と地下鉄の駅では扱いが変わってくる可能性はあるのですけれども、一般的な話として、この札幌市福祉のまちづくり条例としては、鉄道駅のような施設も整備対象建築物にはなりますので、そうなりますと、傾斜のある部分には何かしらの規定が適用になる可能性はあるかなと考えております。

○石橋会長 分かりました。

この件に関して、何か情報をお持ちの方はいらっしゃいませんか。

○浅香副会長 今のお話を聞いてびっくりしたのですけれども、実は、それを敷設するときに検証していただきたいということで、手動式の車椅子の２人と、肢体不自由児者父母の会の本当に重度の方で電動車椅子の２人を連れて、最初は、栄町駅や新道東駅のほうの三つの駅で仮につけてみましたので乗降していただけますかということで、行ってまいりました。

交通局の職員も七、八人ぐらいいて、私も車椅子に乗って試してみました。それで、私はもとと車椅子バスケットの選手なものですから、こういうものは得意なのですけれども、本当に危なかったので、選択制にしてくださいと交通局の方に申し上げたのです。もうびんびんしてキャスターを上げをびよんとやってみると乗れる人もいるのだけれども、私もキャスターが僅か１センチメートル、２センチメートルの間にかきんと引っかかって前のめりに転びそうになったのです。今は、おしゃれな車椅子だと５インチぐらいの小さいキャスターを使っていて、ちょっとしたスペースでも前輪のキャスターがすぐ引っかかりやすいのですけれども、それぐらい危ないものですから、お客さんによっては、今までどおり敷板をちゃんと敷いてもらって乗降する方と、自分でできますよという方で選択制にしていきたいと強く申し上げたのですよね。

そんなものだから、今、高橋委員がおっしゃったように、ああ、そうですかという対応をされたということであれば、障がい者団体としても、もう一度、強く申入れをしたいと思います。

本当に、１０人の車椅子ユーザーがいたら、多分、９人は危ないと言うと思います。

そして、交通局の方もおっしゃいましたけれども、ゴムタイヤ式の地下鉄なものですから、１車両に１０人しか乗らないときと１００人乗ったときとではホームと車両の段差の具合が全然違うのですよね。そんなものだから、どれを基準にしてスロープの角度をつけたかということまではそのときは聞かなかったのですけれども、時間帯によっては、スロープと車両との段差の高さが１センチメートルのときもあれば、ないときもあれば、３センチメートルのときもありそうだということは交通局の方もおっしゃっていましたので、そうですか、それでは乗降できない方はとてもたくさんいると思いますよ、危ないと思う車椅子ユーザーの方が事務所に行ったら敷板をお願いしたいと言ったらよろしくお願ひしますねと申し上げてきたつもりだったのだけれども、今のようなことがあることを今初めてお聞きして、がっかりしていました。

障がい福祉課からも交通局に申入れをしていただきたいと思いますし、障がい者団体からももう一度申入れをしたいと思っております。

○石橋会長 今、貴重なお話をいただきました。個別の案件にはなるのですけれども、仮に、条例に関わる案件というか、引っかかる内容であれば、具体的に何か対応を取らないといけな

いですね。

乗降するときに一番大事なのは利用者の方の安全だと思います。やはり、単独でスッと安全に乗れるのが一番いいのですけれども、それができないのであれば、それに関して運営者として責任を持ってきちんと対策を取っていただくことが当然の筋だと思います。

貴重なご意見で、今、浅香副会長もおっしゃるとおり、事前に一度ちゃんと指摘をしているという経緯もありますので、個別の案件にはなるのですけれども、どういうお考えなのかについては、事務局から問合せをしまして、次回以降の会議で結構ですからご報告いただけたらと思います。

そういうことでよろしいですか。

○浅香副会長 危なかったという案件がもう既にありますので、やはり、直ちに今のようなことがないようにしていただきたいということは、保健福祉局障がい福祉課からも申入れをしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○事務局（布施事業計画担当係長） はい。

○石橋会長 直ちに対応していただいた上で、その報告は後日ということによろしいですね。

○浅香副会長 はい。

○石橋会長 高橋委員、それでよろしいですか。

○高橋委員 ありがとうございます。

○石橋会長 それでは、ほかにご質問、ご意見はございますか。

○末永委員 公募委員の末永です。

さっきのバリアフリーチェックの話に戻ってしまうのですけれども、障がい者スポーツの暫定的な活動拠点の整備（用途変更）となっているのですが、現在、一般の方がプールなどを使われていると思います。この用途が変更されたら、例えば、週に2回、ここのプールに通われている一般の方もそのまま利用でき、そこにさらに障がい者の方もスポーツができるような手厚い運用になるのか、それとも、今まで使われている運用を割合として抑えて、健常者の方でなくても使えるような専門的な運用にするのかをお聞きます。

○石橋会長 議論があっちこっち行ってしまうのは困るので、取りあえず、議題の2が終わってからにいたします。

一旦、整理させてください。

福祉のまちづくり条例施設整備基準検討部会からの報告について、ほかにかがですか。

○東委員 資料6のガイドブックの10ページの（19）工場の次の欄に赤色で「工場（専ら従業員が使用するのは除く）」と書いてあるのですけれども、「使用するものは」になるのかなと思いました。細かいことで恐縮ですけれども、字が抜けているのかどうかの確認でした。

○事務局（布施事業計画担当係長） ご指摘ありがとうございます。

「使用するものは除く」が正しい表現かなと思いますので、こちらは修正させていただきます。

○東委員 資料5にも同じところがあるので、修正をお願いします。

○石橋会長 ちなみに、資料5でいうとどの辺になりますか。

○東委員 7ページの一番上です。

○石橋会長 資料5の7ページの一番上の赤色で書いているところを「専ら従業員が使用するものは除く」に訂正してはどうかというご意見でした。

ほかに、この件についてはいかがですか。

（「なし」と発言する者あり）

○石橋会長 それでは、議題の2については、一旦、ここで締めさせていただきます。

次に、議題の3に入る前に、先ほど末永委員からご意見をいただきました議題の1についてのご質問です。

今回、用途変更することによって、以前との使われ方に違いはあるのでしょうかということですが、担当部局の方がいらっしゃいませんので、事務局からよろしくお願いします。

○事務局（布施事業計画担当係長） 一般の方と障がいのある方との使用について、例えば専用時間帯の設置がどのように検討されているのかにつきましては、今、私からは即答ができません。

せんので、後ほど、担当のスポーツ局に確認した上で、皆様にフィードバックをさせていただきます。

○石橋会長 末永委員、よろしいですか。

○末永委員 何が気になったかといいますと、先ほど、予算の関係で、例えば駐車場であったら屋根がないから傘を持っていくみたいなソフトの面でカバーするというお話がありました。今までの使われ方をした上にさらにそれがプラスされると、単純にマンパワーが足りないのではないかと思ったものですから、予算がないところをソフトでやる割合が今までよりも増えることに対して何かしら考えておられるのかという確認でした。よろしくお願いします。

○石橋会長 当然、何か新しく対策するときには、その裏づけとなった財源的なものがあってしかるべきだけれども、その辺のことも含めて考えていますよねという確認ですよね。

私は、いつも意地悪な言い方をしてしまうのですが、非常にごもっともなご意見だと思います。その辺については、スポーツ局に確認した結果を、後日、共有させていただきたいと思います。

次に、議題の3のその他に行きたいと思います。

予定していた内容については全て終了したのですが、お時間は限られますが、最後に一言何かどうしても言いたいとか、ご意見があればお受けしたいと思いますけれども、いかがですか。

○浅香副会長 時間をオーバーしているのに余計な話で申し訳ありません。

おとといの新聞に、大通の西4丁目地区の改修が大きく載っていました。大規模公園になると、安全基準やバリアフリー化や国の制限が結構あると思うのだけれども、取りあえず、西4丁目だけを近々に整備するというふうに紙面には書かれていたのですが、この推進会議が改修に携われるのか、携わらなくていいのか、お聞きしたいと思います。

○石橋会長 大通西の開発の本会議の関与の可能性について、何か情報があれば事務局からお願いします。

○事務局（布施事業計画担当係長） 大通西4丁目の改修につきましては、今年度の札幌市福祉のまちづくり推進会議のバリアフリーチェックの予定に組み込んでおりまして、時期としては、今のところ年明けぐらいというふうに聞いております。設計段階のチェックになると思いますので、そのときにまた皆様にご案内させていただきます。よろしくお願いいたします。

○石橋会長 ほかに大丈夫でしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○石橋会長 司会の不手際で、予定の時間よりも少し超過してしまいました。申し訳ございません。

議事を全て終了しました。

皆様方、長時間にわたりまして、活発なご意見いただきましたことを御礼申し上げます。

事務局に進行をお返ししたいと思います。

3. 閉 会

○事務局（菅野企画調整担当課長） 石橋会長、会議の円滑な進行をどうもありがとうございました。

また、皆様も活発なご意見を頂戴しまして、ありがとうございます。これからの取組の参考にさせていただきたいと思います。

では、第14期第2回札幌市福祉のまちづくり推進会議は、以上で閉会とさせていただきます。

お忙しいところ、どうもありがとうございました。

以 上